令和３年６月農業委員会総会議事録

令和3年6月24日午後3時00分、令和3年6月農業委員会総会を弘前市役所前川新館6階大会議室に招集する。

出席委員 15名

3番	三上	幸雄	委員	6番	成田	繁則	委員	12番	棟方	健	委員
13番	木村	芳文	委員	14番	小田桐	明	委員	16番	髙橋	貴志	委員
17番	須藤	秀人	委員	18番	大湯	茂八郎	委員	19番	伊藤	公正	委員
20番	兜森	弘義	委員	22番	藤田	善明	委員	23番	前田	優考	委員
24番	町田	高司	委員	25番	佐藤	剛郎	委員	26番	山内	知人	委員

欠席委員 1名

15番 奥元 勝義 委員

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席調整に協力した委員 9名

1番	岩谷	裕子	委員	2番	成田	忠光	委員	4番	佐藤	耕一	委員
7番	小林	政貴	委員	8番	三上	悦治	委員	9番	平井	秀樹	委員
10番	進藤	司	委員	11番	石岡	千鶴子	委員	21番	小嶋	勇成	委員

出席事務局 9名

事務局長	菅野 昌子	事務局次長	吉田 秀樹
事務局次長補佐	佐藤 祝幸	事務局主幹兼農地調整係長	澤田 明人
事務局農地利用促進係長	藤田 智恵子	事務局総務係長	髙木 一誠
岩木分室農林係長	浅利 敏江	相馬分室主幹兼係長	藤田 徹
事務局主事	大浦 空		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議　事

議案第39号　農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第40号　農地転用許可に係る意見について
議案第41号　農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について
議案第42号　農用地利用集積計画の決定について
議案第43号　農用地利用集積計画策定の要請について
議案第44号　特定農地貸付けの承認について
議案第45号　農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第46号　「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」の補助対象となる農業機械の見直しに関する要望（案）
議案第47号　荒廃農地再生に係る補助事業の創設・拡充に関する要望（案）

報告第19号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について
報告第20号　農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開始時刻　15 時　00 分］

事務局次長　会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。ながらくお待たせいたしました。
ただいまから令和 3 年 6 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。議席番号 15 番奥本勝義委員の 1 名であります。ただいまの出席者数は 15 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席の調整にご協力いただいた委員が 1 番岩谷裕子委員、2 番成田忠光委員、4 番佐藤耕一委員、7 番小林政貴委員、8 番三上悦治委員、9 番平井秀樹委員、10 番進藤司委員、11 番石岡千鶴子委員、21 番小嶋勇成委員であります。
次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。14 番小田桐明委員、16 番髙橋貴志委員、18 番大湯茂八郎委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。
それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 39 号を議題といたします。議案第 39 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　1 ページをお開き願います。議案第 39 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑 12 件 142,188 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 8 件 27,676 ㎡、畑 8 件 46,766 ㎡、合計 16 件 74,442 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 6 月 14 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、棟方健副委員長、髙橋貴志委員、須藤秀人委員、それに私、木村であります。3 条許可申請について、新規就農 1 件についての事情聴取を行いました。8 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 56 番について申し上げます。譲受人である法人の代表は、これまでもりんご農家である実家の農作業の手伝いをしておりましたが、りんごの生産規模の拡大や事業継続のため法人を設立し、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は、法人代表者の実家が農家であることから農機具等を借り受け、また、父や知人の指導の下、りんごを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。

調査委員長　以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 39 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 39 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 39 号は、許可することに決定いたします。
次に、議案第 40 号を議題といたします。議案第 40 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　17 ページをお開き願います。議案第 40 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畑 1 件 991 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。19 ページをお開きください。受付番号 6 番について、ご説明いたします。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書にあるとおり、所要面積 991 ㎡のうち、679 ㎡が農用地区域内農地、312 ㎡が第 1 種農地で、原則不許可となる農地区分ですが、農用地区域内農地は、「農用地利用計画において指定された用途に供する施設」であること、第 1 種農地は、「農業用施設等」であることから、転用可能な農地区分であります。なお、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 40 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 40 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 40 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。
次に、議案第 41 号を議題といたします。議案第 41 号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　21 ページをお開き願います。議案第 41 号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑 1 件 142 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。23 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 4 番について報告いたします。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「既存施設の 2 分の 1 以内の拡張」であることから、転用可能となるものであります。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 41 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 41 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 41 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。
次に、議案第 42 号を議題といたします。議案第 42 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　25 ページをお開き願います。議案第 42 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 335 ㎡、畑 11 件 81,401 ㎡、合計 12 件 81,736 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 3 件 29,830 ㎡、畑 4 件 15,847 ㎡、合計 7 件 45,677 ㎡であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、使用収益権関係で、田 3 件 29,830 ㎡、畑 2 件 13,128 ㎡、合計 5 件 42,958 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されて

事務局次長　おりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。27 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 42 番の譲受人は農地移動適性化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はありませんが、借入地の所有権を取得することから、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録を要しないものであります。30 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 53 番及び 32 ページ使用収益権関係受付番号 43 番から 34 ページ 47 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。32 ページ使用収益権関係、受付番号 43 番から 34 ページ 47 番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

小田桐明委員　〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉

（小田桐明委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 29 ページ、所有権関係、受付番号 49 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　所有権関係、受付番号 49 番について、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 42 号のうち、所有権関係、受付番号 49 番については、委員会報告のとおり決定いたします。小田桐委員の着席をお願いします。

（小田桐明委員着席）

議　　長　それでは、議案第 42 号のうち、所有権関係、受付番号 49 番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 42 号のうち、所有権関係、受付番号 49 番を除く計画案については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第42号のうち、所有権関係、受付番号49番を除く計画案については、委員会報告のとおり決定いたします。
次に、議案第43号を議題といたします。議案第43号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　35ページをお開き願います。議案第43号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第15条第1項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑5件9,213㎡であります。また、使用収益権が 田3件18,784㎡、畑2件4,201㎡合計5件22,985㎡であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、使用収益権関係で、田3件18,784㎡であります。今回提出されました10件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第18条第3項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買5件、貸借5件が整ったものであります。40ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号16番から41ページ18番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられる計画案となります。以上であります。

議　　長　　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

前田優考委員　　〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉

（前田優考委員退席）

議　　長　　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に40ページ、使用収益権関係、受付番号16番及び17番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　使用収益権関係、受付番号16番及び17番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第43号のうち、使用収益権関係、受付番号16番及び17番については、原案のとおり要請することに決定いたします。前田委員の着席をお願いします。

（前田優考委員着席）

議　　長　　それでは、議案第43号のうち、使用収益権関係、受付番号16番及び17番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第43号のうち、使用収益権関係、受付番号16番及び17番を除く計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第43号のうち、使用収益権関係、受付番号16番及び17番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。
次に、議案第44号を議題といたします。議案第44号は「特定農地貸付けの承認について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　43ページをお開き願います。議案第44号は、「特定農地貸付けの承認について」であります。提案理由は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定に基づき、申請のあった特定農地貸付けの承認について、本会の審議を求めるものであります。概要につきましては、現在、特定農地貸付けにより市民農園を開設している法人の事業面積の変更に関する承認申請であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　申請地は、岩木地区宮地に位置し、平成18年6月に特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律を活用して開設した、市民農園であります。今回、当該市民農園を運営する法人が、当該市民農園内で同法人が運営する、農産物直売施設及びレストランの敷地拡張を計画しており、これまで市民農園として利用してきた農地の一部を変更するものであります。申請の内容は、特定農地貸付けの用に供する農地面積7,500㎡を6,287㎡に変更するもので、これによって、農園120区画から80区画に減少するものであります。事前調査会で、検討した結果、申請地の位置や規模、市民農園の運営方法等、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項各号の承認要件を満たすことから、承認が妥当であると判断しました。なお、変更の時期は、今年の作付終了後の令和3年12月1日であります。以上、報告します。

議　　長　　それでは、議案第44号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第44号は、委員会報告のとおり承認することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第44号は承認することと決定いたします。
次に、議案第45号を議題といたします。議案第45号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　45ページをお開き願います。議案第45号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、農用地指定除外が、5件4,624.9㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。47 ページをお開きください。弘前市農用地指定除外、整理番号 1 番については、登記・現況地目共に雑種地であることから農地法の規制を受けないものであります。整理番号 2 番から 4 番については、除外後の農地区分がその他の第 2 種農地で、第 3 種農地や非農地に代替地がない場合に限り許可となる農地区分であります。整理番号 2 番は、申出者の代替地の検討状況から、申出地以外に目的を達成するための土地がないと、認められることから、転用許可基準を満たすものであります。整理番号 3 番から 4 番は、どちらも第 1 種農地の不許可の例外規定である「既存施設の 1/2 以内の拡張」に該当することから、代替地の検討を要さず転用許可基準を満たすものであります。整理番号 5 番のうち、登記・現況地目共に宅地である筆については、農地法の規制を受けないものであります。また、その他については、除外後の農地区分が第 1 種農地で原則不許可となる農地区分でありますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議がないものと考えられました。以上報告いたします。

議　　長　　それでは、議案第 45 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 45 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案 45 号は計画の変更について異議ないものと決定いたします。
次に議案第 46 号と議案第 47 号は、ともに要望事項であるため一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（なし）

議　　長　　それでは、議案第 46 号「『強い農業・担い手づくり総合支援交付金』の補助対象となる農業機械の見直しに関する要望（案）」と、議案第 47 号「荒廃農地再生に係る補助事業の創設・拡充に関する要望（案）」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

次　　長　　49 ページをお開き願います。議案第 46 号は「『強い農業・担い手づくり総合支援交付金』の補助対象となる農業機械の見直しに関する要望（案）」、議案第 47 号は「荒廃農地再生に係る補助事業の創設・拡充に関する要望（案）」であります。提案理由は、関係行政庁に対し要望したいため、本会の同意を求めるものであります。議案第 46 号につきましては企画推進委員会において、議案第 47 号につきましては担い手育成委員会において検討を経たのち、運営委員会での検討も経て、要望案として提案されているものであります。内容につきましては、運営委員会が開催されておりますので、説明を省略いたします。以上です。

議　　長　　運営委員会から要望内容について説明いたします。

伊藤職代　　本日の総会に提案している、要望に関する議案 2 件について、去る 5 月 24 日に運営委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。運営委員会

伊藤職代　　には4人の運営委員全員が出席し、要望内容について検討いたしました。始めに、議案第46号「『強い農業・担い手づくり総合支援交付金』の補助対象となる農業機械の見直しに関する要望（案）」につきまして、りんご生産において品種更新に伴う新植や改植、及び園内道や暗渠の整備等、様々な工程で農業用機械としてバックホー・軽自動車トラックを必要とすることから、議案に記載のとおり「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」の補助対象となる農業機械の見直しを当市農業委員会の要望としたいものであります。次に、議案第47号「荒廃農地再生に係る補助事業の創設・拡充に関する要望（案）」につきましては、農業従事者の高齢化や労働力不足などにより荒廃農地が増加傾向にあり、近隣農地への病害虫発生などの影響を及ぼしていることから、議案に記載のとおり、県に対し「荒廃農地再生に係る新たな施策の創設」、及び、「市が行っている関連事業への財政支援を図ること」、並びに市に対しては、「荒廃農地再生に係る新たな施策の創設」、及び、市の「耕作放棄地再生促進事業費補助金」の拡充を図ることを、当市農業委員会の要望としたものであります。以上、報告いたします。

議　　長　　議案第46号について企画推進委員会から要望書について、説明願います。

町田委員　　私からは、要望書（案）を朗読し、説明に代えさせていただきます。要望書（案）。当市のりんご生産量は、全国の約20%を占め、日本一の生産量を誇る産地を形成しておりますが、消費者のニーズを踏まえた品目・品種への更新、労働力不足の深刻化、りんご黒星病等の病害虫の発生源となる放任園の増加といった課題を抱えております。これらの課題に対応するため、優良品目・品種への新植・改植や、労働力不足に対応したわい化栽培・高密植栽培等の省力樹形の導入、そして水田を園地化するために必要な道路や暗渠等の整備を行うなど、機械化作業体系に適した平場園地への移行を図る必要があります。特に、りんご黒星病については、平成28年及び30年に津軽圏域に大量発生し、深刻な被害をもたらしたことから、その原因の一つである放任園の発生を未然防止するとともに、発生した場合の早期解消が求められております。これらの取り組みの実施においては、新植・改植、そして放任園解消時の既存樹の伐根作業や、園内の道路や暗渠の整備において、農業土木作業の工程上、農業用機械としてバックホー、及び軽自動車トラックが必要となります。つきましては、りんご生産者がこれら課題の解消に向け、一層取り組めるよう、下記の事項について要望するものであります。記。りんご生産量日本一の青森県において、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」での、バックホー、及び軽自動車トラック導入の採択要件に係る「汎用性の高いもの」としての運用の見直しについて国に働きかけるとともに、県においてもこれら農業機械導入に係る独自の助成制度を創設すること以上でございます。

議　　長　　次に、議案第47号について担い手育成委員会から要望書について、説明願います。

髙橋委員　　私からは、要望書（案）を朗読し、説明に代えさせていただきます。要望書（案）。今日、我が国は高齢社会を迎え、農業分野においても平均年齢は、5年前に比べると1.0歳増加の67.8歳となり、農業従事者の高齢化が急激に進んでいる状況にあります。こうした中、農業従事者の高齢化や労働力不足、経済的理由などにより、農地所有者や耕作者の重大な責務である農地の管理が散漫になり、荒廃農地への進行が加速する状況にあります。荒廃農地は、病害虫の発生源となり、近隣農家の耕作障害や農作物への被害、営農意欲に悪影響を及ぼします。当市においても、荒廃農地の発生防止と、再生により農地の有効活用を図るための対策に取り組んでいるところであります。しかし、農業従事者の高齢化や労働力不足は今後も進む状況にあることを踏まえると、これら対策の必要性は、今後一層高まるものと考えられます。つきましては、優良農地を確保し、農業者が安心して農業経営に取り組めるよう、下記の事項について要望するものであります。記。知事に対しては、

髙橋委員　「荒廃農地再生に係る新たな施策の創設」を国に働きかけるとともに、市が行っている関連事業への財政支援を図ること、及び、市長に対しては、「荒廃農地再生に係る新たな施策の創設」と市の「耕作放棄地再生促進事業費補助金」の拡充を図ること以上でございます。

議　　長　それでは、議案第46号、及び議案第47号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（なし）

議　　長　議案第46号、及び議案第47号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第46号、及び議案第47号は原案のとおり決定いたします。議案第46号、及び議案第47号で決定しました要望につきましては、今後、関係行政庁に要望して参ります。
次に、報告事項に入ります。報告第19号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　53ページをお開き願います。報告第19号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田5件85,266㎡、畑12件136,766㎡、合計17件222,032㎡であります。なお、届出理由につきましては55ページから58ページの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第19号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第20号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　59ページをお開き願います。報告第20号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田16件70,173㎡、畑6件25,672㎡、合計22件95,845㎡であります。なお、解約理由につきましては、61ページから62ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第20号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了　15時　46分］